

【物品・サービス用】

地域貢献活動評価項目「県産リサイクル応援」の入札参加資格審査における加点の取扱い

- 評価要件（※「物品・サービス」の場合は「評価要件」中、「審査基準日（直前決算日）」を「申請日」と読み替える。）
申請日において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ以下の要件を満たしていること。
・申請日が属する年度（福岡県の会計年度）の前年度において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。
ただし、申請日が属する年度又は申請日が属する年度の前年度に登録を受けた場合は、登録後、申請日前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。
なお、「県産リサイクル応援」の登録事業所が複数の登録事業所を有する場合は、各登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額の合計金額が10万円以上であること。
- 入札参加申請について
「物品・サービス」における入札参加資格申請には、「定期申請」と「追加申請」の2種類ある。
(1) 定期申請
奇数年度の7月に申請→同年10月1日から翌年9月末まで有効（2年間名簿登載）
(2) 追加申請
偶数年度の7月に申請→同年10月1日から翌年9月末まで有効（1年間名簿登載）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
R1年度名簿(R3.9末まで有効)		R3年度名簿(R5.9末まで有効)	
R2.10.1		R5.10.1	
△ R2.7 (追加申請)	△ R3.7 (定期申請)	△ R4.7 (追加申請)	△ R5.7 (定期申請)
R2.10.1～R3.9末まで登載される ※1年間		R3.10.1～R5.9末まで登載される ※2年間	

3 解説

- 入札参加申請を行う場合（令和2年4月1日に登録を受けた事業所の場合）
○令和2年度の追加入札参加申請（R1年度名簿に追加登載）をする場合
申請日【R2.7】において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ登録日【R2.4.1】から申請日【R2.7】までの間に10万円以上購入した場合
→評価要件ただし書きの「ただし、申請日【R2.7】が属する年度【R2年度】に登録を受けた場合は、登録後、申請日前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。」の要件を満たすため、加点対象となる。
○令和3年度の定期入札参加申請（R3年度名簿に定期登載）をする場合
申請日【R3.7】において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつR2.4.1からR3.3.31までの間に10万円以上購入した場合
→評価要件の「申請日【R3.7】が属する年度【R3年度】の前年度【R2年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。」の要件を満たすため、加点対象となる。
○令和5年度の定期入札参加申請（R5年度名簿に定期登載）をする場合
申請日【R5.7】において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつR4.4.1からR5.3.31までの間に10万円以上購入した場合
→評価要件の「申請日【R5.7】が属する年度【R5年度】の前年度【R4年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。」の要件を満たすため、加点対象となる。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
R1年度名簿(R3.9末まで有効)		R3年度名簿(R5.9末まで有効)	
登録日～申請日までに10万円以上購入		R4年度中に10万円以上購入	
△ R2.4.1登録	△ R3.7(定期申請)	△ R4.4.1	△ R5.3.31
R2.7申請(追加申請) 令和1年度名簿(追加)、3年度名簿(定期)加点対象		令和5年度名簿加点対象 ※R5.7に定期申請	

- 入札参加申請を行う場合（令和3年4月1日に登録を受けた事業所の場合）
○令和3年度の定期入札参加申請（R3年度名簿に定期登載）をする場合
申請日【R3.7】において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ登録日【R3.4.1】から申請日【R3.7】までの間に10万円以上購入した場合
→評価要件ただし書きの「ただし、申請日【R3.7】が属する年度【R3年度】に登録を受けた場合は、登録後、申請日前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。」の要件を満たすため、加点対象となる。
○令和5年度の定期入札参加申請（R5年度名簿に定期登載）をする場合
申請日【R5.7】において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつR4.4.1からR5.3.31までの間に10万円以上購入した場合
→評価要件の「申請日【R5.7】が属する年度【R5年度】の前年度【R4年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。」の要件を満たすため、加点対象となる。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
R1年度名簿		R3年度名簿(R5.9末まで有効)	
登録日～申請日までに10万円以上購入		R4年度中に10万円以上購入	
△ R3.4.1登録	△ R4.7※1,2(追加申請)	△ R5.3.31	
R3.7(定期申請) 令和3年度名簿(定期)加点対象		令和5年度名簿加点対象 ※R5.7に定期申請	

※1 R3名簿(定期)加点申請が間に合わない場合、登録日～令和4年3月31日までに10万円以上購入すれば令和3名簿(追加)での加点対象となる。(R4.7申請)
※2 R3.8.1～R4.7(申請日)までに登録を受けた際は、R4.4.1(それ以降に登録した場合は登録日)～申請日【R4.7】までに10万円以上購入した場合、R3名簿(追加)及びR5名簿(定期)での加点対象となる。(R3名簿(追加)とR5名簿(定期)における加点の要件を同時に満たすこととなる。)